

第26回参議院議員通常選挙

公示日 6月22日(水)
投票日 7月10日(日)

7月10日(日)、第26回参議院議員通常選挙が行われます。
選挙は、私たちの意見を政治に反映させるための大切な手段であり、最も重要な権利のひとつです。必ず投票しましょう。

◆投票は選挙区と比例代表の2票

選挙区選出議員選挙は、クリーム色の投票用紙です。候補者名を書いてください。
比例代表選出議員選挙は、白色の投票用紙です。候補者名または政党名を書いてください。

◆投票できる方

| | |
|------|---|
| 年齢要件 | 平成16年7月11日以前に出生の方 |
| 住所要件 | 日本国民で、令和4年3月21日以前から引き続き南越前町に住所を有し、南越前町の選挙人名簿に登録されている方 |

○南越前町内へ転入された方

| | |
|--------------------|------------------------|
| 令和4年 3月21日以前の届出 | 南越前町で投票できます。 |
| 令和4年 3月22日以後の届出 | 旧住所地の選挙管理委員会へお問合せください。 |

○南越前町から転出された方

南越前町に3ヶ月以上居住した後に県内外の他市区町村へ転出した方は、転出先の選挙人名簿に登録されるまでの間(概ね3ヶ月)は南越前町内の旧住所

※不在者投票の手続きには、日数が必要で、投票用紙の交付請求は、事前にできますので、お早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。
①南越前町の選挙人名簿に登録されている方が、長期出張や出産などで町外に滞在している場合
②都道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院・入所している場合
③身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で(表1)に該当する障害のある方(○印の該当者)または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方の場合。

〈表1〉

| 身体障害者手帳 | 障害の部位 | 障害の程度 | | |
|-------------|----------------------|-------|----|--------|
| | | 1級 | 2級 | 3級 |
| 両下肢、体幹、移動機能 | 両下肢、体幹、移動機能 | ○ | ○ | (該当なし) |
| | 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 | ○ | - | ○ |
| | 免疫、肝臓 | ○ | ○ | ○ |

| 戦傷病者手帳 | 障害の部位 | 障害の程度 | | |
|--------|-------------------------|-------|------|--------|
| | | 特別項症 | 第1項症 | 第2項症 |
| 両下肢、体幹 | 両下肢、体幹 | ○ | ○ | (該当なし) |
| | 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓 | ○ | ○ | ○ |

| 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分 | |
|------------|---------|--|
| | 要介護5 | |

◆特例郵便投票

新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便投票」ができます。※濃厚接触者はこの制度の対象とはなりません。

地において投票することができません。遠方に滞在等の理由により投票できない方は、不在者投票が利用できますのでお問合せください。
※転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されているかどうかは、転出先市区町村の選挙管理委員会にお問合せください。

○南越前町内で転居された方

| | |
|--------------------|-----------------|
| 令和4年 6月9日以前の届出 | 新住所の投票所で投票できます。 |
| 令和4年 6月10日以後の届出 | 旧住所の投票所で投票できます。 |

◆投票所入場券を忘れずに

投票所入場券は、6月22日(水)に発送する予定です。1枚のはがきに4人分まで記載してあります。1人分ずつ切り離して必ず本人が持参してください。(同一世帯で有権者が5人以上いる場合は、2枚以上のはがきが郵送されます。)

郵便事情により入場券が届かない場合や、紛失した場合でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、投票所の受付係にお申し付けください。

◆選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、区長を通じて全家庭に配布します。また、南越前町役場、今庄・河野事務所でも配布します。

◆期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができない方、また、新型コロナウイルス感染症対策のため、投票日当日の混雑を避けたい方は、前もって投票することができる期日前投票をご利用ください。投票日に18歳になる方は、期日前投票はできませんが、不在者投票ができます。

【期日前投票日時・場所】

日時 6月23日(木)から7月9日(土)まで
午前8時30分～午後8時
会場 南越前町役場、今庄住民センター、河野住民センター
お住まいの集落にかかわらず、いずれの会場でも期日前投票ができます。

【必要なもの】

○投票所入場券(届いていない場合は不要)
○宣誓書 期日前投票所に用意してありますので、必要事項をその場で記入していただきます。
または、町のホームページへ掲載しておりますので、印刷してご記入のうえ、お持ちください。

◆不在者投票

期日前投票所に行くことができない方で、次の①②③のいずれかに該当する場合は、事前に手続きをすることで不在者投票ができます。

◆開票

◎日時 7月10日(日) 午後9時から
◎場所 南条地区公民館2階ホール

◆投票所・時間

町内16カ所の投票所です。各投票所により投票時間が異なります。左記投票所一覧の投票時間の欄で確認してください。

| 投票区 | 投票所 | 投票時間 | 投票区別の区域(行政区) |
|--------|--------------|-----------|--|
| 第1投票区 | 南条保健福祉センター | 午前7時～午後8時 | 東谷・清水・脇本・嶋・上平吹・日野 |
| 第2投票区 | 上野生活改善センター | 午前7時～午後8時 | 下牧谷・上牧谷・上野・堂宮・金粕・桜町 |
| 第3投票区 | 上別所集落センター | 午前7時～午後8時 | 鯖波・奥野々・上別所・関ヶ鼻 |
| 第4投票区 | 南条地区公民館 | 午前7時～午後8時 | 東大道・西大道・鋳物師・ほのぼの苑 |
| 第5投票区 | 阿久和区民センター | 午前7時～午後8時 | 中小屋・阿久和 |
| 第6投票区 | 湯尾児童館 | 午前7時～午後8時 | 新北府・北府・山王・日吉・天王・稻荷(湯尾)・八幡・旭(湯尾)・八乙女・燧・社谷 |
| 第7投票区 | 古木生活改善センター | 午前7時～午後8時 | 久喜・長沢・馬上免・古木 |
| 第8投票区 | 小倉谷林業集会所センター | 午前7時～午後7時 | 上温谷・小倉谷・瀬戸・杉谷・杣木俣 |
| 第9投票区 | 今庄児童館 | 午前7時～午後8時 | 荒目・藤倉・白鬚・梅ヶ枝・立石・観音・愛宕・旭(今庄)・稻荷(今庄)・栄 |
| 第10投票区 | 鹿森公民館 | 午前7時～午後7時 | 南今庄・下新道・上新道・大桐・二ツ屋 |
| 第11投票区 | 堺公民館 | 午前7時～午後7時 | 合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯 |
| 第12投票区 | 宇津尾集落センター | 午前7時～午後7時 | 宇津尾・橋立・広野 |
| 第13投票区 | せせらぎ | 午前7時～午後7時 | 大良・河内・菅谷・具谷・赤萩・桜団地 |
| 第14投票区 | 河野住民センター | 午前7時～午後7時 | 大谷・河野・今泉・ここの |
| 第15投票区 | 甲楽城公民館 | 午前7時～午後7時 | 甲楽城 |
| 第16投票区 | 糠公民館 | 午前7時～午後7時 | 糠・杉山・八田 |

◆その他

投票所では、アルコール消毒液の設置、立会人へのマスク及びフェイスシールドの着用等、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。※当日は混雑が予想されますので、期日前投票の積極的なご利用をお勧めします。詳細は町ホームページをご覧ください。

問合せ 選挙管理委員会 ☎0778-47-8000

